根拠法規:外国為替の取引等の 報告に関する省令 主発官庁·財 務 省

支払又は支払の受領に関する報告書 (銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)

報告年月日 :_ 財務大臣殿(日本銀行経由) 支払又は支払の受領の実行日 報告者 報告者の区分 氏名又は (該当分に○) 名 称 及び代表者の氏名 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 所 又 は 也 地 4. 中央銀行 5. その他 責任者の 担当者の氏名 話番号) 2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体) 所在国又は地域 業種番号(国際収支項目番号が記入要領3に該当する場合に記入) 3 電子決済手段等の本邦通貨への換算方法(該当分に○ ニの場合には()内に使用した換算レートを記入すること。) イ. 実勢相場 ロ. 月中平均レート ハ. 月末レート ニ. その他(支払又は支払の受領の目的 受払の区分 金額(決済通貨により記入すること。) 日本銀行使用欄 (诵貨) 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的: 支払の受領 72~74) 50~71) 国際収支項目番号: 4 ‡/\ 支払又は支払の受領の目的: 支払の受領 支 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的: 支払の受領 30~141) 142~144) 支 払 国際収支項目番号: 支払又は支払の受領の目的: 146~157) 支払の受領

(記入要領) 1 西暦により記入すること。

- 口間により記入すること。 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払又は支払の受領(以下 3 「支払等」という。) の目的が、国際収支項目番号512,521,531,541,568,813,817,823,911,912,915,920に該当する場合に、取引の相手方の 業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号512,521,531,541,568,811,812,815,820,913,917,923に該当する場合に記入すること。

日本銀行使用欄(国)

- 4 取引の相手方は原取引(支払等の原因となった取引をいう。)の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては証券の発行体) を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合は、支払等の相手方を記入して差し支えない。
- 5 「支払又は支払の受領の目的」欄には、本省令別表第1に定める国際収支項目番号及び支払等の目的を記入すること。なお、発行済株式等の 売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称と業種番号についても記入すること。 支払又は支払の受領の金額については、原則として決済通貨により記入するが、支払又は支払の受領が電子決済手段等(法第6条第1項第9
- 号に規定する電子決済手段等をいう。) により行われた場合には、当該電子決済手段等を本邦通貨に換算した上で記入すること。
- 7 記入欄が不足する場合には、本様式を用いて当該不足する欄のみを記入し次葉として報告すること。
- 債権債務の相殺及び証券の交換その他現物による決済による支払等についても報告を要する。この場合、債権及び債務の総額(相殺尻とし て決済する部分を含む。) について本報告書により国際収支項目ごとに分類して報告し、相殺尻の支払等については国際収支項目番号を「491 (貸借記又は相殺の決済尻)」として支払等の報告を行うことができる。
- (注) 1 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。
 - 2 月末における海外預金の残高が、1億円相当額を超えるものについては、別途「海外預金の残高に関する報告書」の提出を要するので留意する こと。

「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領)」 記入の手引(電子決済手段等)(直近改訂時点:2024年10月)

本報告書の対象は「本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引」以外の方法により決済したものとなりますが、この手引では、このうち電子決済手段等、すなわち**暗号資産やステーブルコインによる支払等**について説明しています。本邦通貨や外国通貨による決済や相殺等を報告する際の記入方法については、記入の手引(一般)をご覧ください。

- (注)「電子決済手段等」とは、外為法第6条第1項第9号に規定する「電子決済手段等」、すなわち、次のものを いいます。
- ①資金決済に関する法律第2条第5項に定める電子決済手段(いわゆるデジタルマネー類似型のステーブルコイン、すなわち、本邦通貨又は外国通貨の価値と連動した価格(例:1コイン=1円)で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずるものが該当します。)
- ②資金決済に関する法律第2条第14項に定める暗号資産(ビットコイン、イーサリアム、上記①以外のステーブルコイン等が該当します。)

なお、この手引とは別に、支払等に該当する電子決済手段等の取引についての基本的な考え方や、よくある取引事例に基づいた外為法上の考え方と報告要否、具体的な報告方法について、解説を付して取り纏めた資料(<u>「支払等報告書」に関する事例集別冊(電子決済手段等編)</u>)を用意しています。適宜ご参照ください。

1. 報告の対象と報告を要する者

(1) 報告の対象と報告者((2)に掲げる支払等に該当する場合を除く)

電子決済手段等により、非居住者との間で支払又は支払の受領(以下「支払等」という)を した居住者及び本邦から外国に向けた「支払」又は外国から本邦に向けた「支払の受領」をし た居住者。

- (注1) 電子決済手段等による「支払」とは、電子決済手段等を移転する行為、すなわち、 ウォレットアドレスから他のウォレットアドレスへの送付をいう(同一アドレスで管 理される顧客アカウント間の付け替えを含む)。「支払の受領」とは、電子決済手段 等の移転を受ける行為、すなわち、ウォレットアドレス又はアカウントにおいて電子 決済手段等の送付を受けることをいう。
- (注2) 支払等の当事者、すなわち、電子決済手段等を移転する者及び電子決済手段等の移転を受ける者は、当該電子決済手段等の保有者である。従って、電子決済手段等の預託取引においては、当該電子決済手段等を預ける者及び当該電子決済手段等の返戻を受ける者が支払等の当事者であって、当該電子決済手段等を保有者から預かる者及び預かっていた電子決済手段等を保有者に返戻する者は、支払等の当事者に該当しない。なお、電子決済手段等の貸借取引においては、貸し手、借り手ともに支払等の当事者に該当する。
- (注3)「本邦」/「外国」の判断は、電子決済手段等を管理している主体(取引業者や保有者)の所在地又は居住地に基づいて行う。
- (参考) 本報告書の対象となる取引の主要例は以下のとおり。
 - イ. 非居住者との間で行った電子決済手段等の売買に伴う当該電子決済手段等の受払

(対価となる本邦通貨又は外国通貨の支払等は、別途、決済方法に応じて、本邦の銀行等又は資金移動業者を経由した場合は別紙様式第3又は第4、その他の場合は別紙様式第1又は第2にて報告)

- ロ. 非居住者との間で行った電子決済手段等同士の交換(交換対象となった電子決済 手段等の一方を「支払」、他方を「支払の受領」として、それぞれ報告)
- ハ. 外国に開設した自己名義のアカウントへの預け入れ、当該アカウントからの取り 寄せ(外国に開設したアカウント間の預け替えを除く。)
- ニ. 非居住者との間で行った電子決済手段等の貸借に伴う当該電子決済手段等の受払
- ホ. 電子決済手段等の投資収益の電子決済手段等による受払
- へ. サービス取引、証券投資、デリバティブ取引等の電子決済手段等による決済
- (2) 報告が不要の場合(外為令第18条の4第1項、報告省令第1条)
 - イ. 1回の支払等の金額が3千万円相当額以下の場合 3千万円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。
 - ① 支払等が行われた日における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場
 - ② ①に掲げる相場がない電子決済手段等の場合には、当該電子決済手段等と交換可能 な電子決済手段等であって、本邦通貨又は外国通貨と交換可能なものの当該支払等 が行われた日における相場
 - ③ ①及び②に掲げる相場がない場合には、次に掲げるいずれかの相場
 - ③-1 支払等が行われた日の属する月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場
 - ③-2 支払等が行われた日の属する月又は週の前月又は前週の平均相場のように一月以内の一定期間における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場
 - ロ. 貨物の輸出入(本邦の通関手続きを伴う貨物に限る。個人輸入を含む)の対価
 - ・仲介貿易(三国間貿易)は、本邦において通関手続きを経ないため報告が必要。
 - ・貨物とは、「貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産」をいう(外 為法第6条第1項第15号)。
 - (注) 外為法上の「貴金属」は、金の地金や金を主原料とする物等を指し(同法第6条第 1項第10号参照)、これらの輸出入の対価の支払等については報告が必要。プラチ ナ、パラジウム等は貨物に該当し、これらの輸出入の対価の支払等については報告 不要。
 - ハ. 電子決済手段等取引業者等(外為法第55条の3第2項に定める電子決済手段等取引業者等をいう)の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という)によって電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を行った場合、当該売買又は交換に係る支払等。
 - ・外国に所在して電子決済手段等取引業(資金決済に関する法律第2条第10項に定める電子 決済手段等取引業をいう)又は暗号資産交換業(同法第2条第15項に定める暗号資産交換 業をいう)と同種類の業務を行う者(以下「外国所在電子決済手段等取引業者等」という) の媒介等によって電子決済手段等の売買又は他の電子決済手段等との交換を行った場合

は、取引の相手方を把握した上で報告書を作成することが原則であるが、以下の場合には、 当該外国所在電子決済手段等取引業者等を相手方として売買・交換を行ったものとして本 報告書を提出して差し支えない。

- ① その取引が外国所在電子決済手段等取引業者等との相対取引なのか媒介等によるものか不明の場合
- ② 媒介等に係る取引の相手方が不明である場合
- 二. 上記のほか、報告省令第1条第2項に規定する支払等。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第2条第1項

3. 報告書の提出先と照会先

(1)提出先:東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口 (郵送の場合の宛先:〒103-8660 日本郵便株式会社にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先:外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

4. 報告義務の発生時期

- 1. に掲げる支払等(電子決済手段等の移転)を実行した都度(1回毎)。なお、複数の取引をまとめて合計額で電子決済手段等を移転した場合は、これが1回の支払等の実行となる。逆に1件の取引を分割して移転した場合は、個々の移転が報告の対象となる。
 - (参考) 月中の支払等を集計して報告する「支払又は支払の受領に関する報告書(銀行等又は 資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領(取りまとめ分))」(別紙様式第2) を使用することもできる。

5. 報告書の提出期限

支払等を実行した日の属する月の翌月20日まで。

―― 提出期限が休日(日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ)の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1 部

7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート

当該電子決済手段等(暗号資産又はステーブルコイン)を円貨に換算した金額で報告すること。換算の方法は、1. (2) イ. に記載の報告書の提出の要否を判断する際に用いる方法と同じ。

(注)日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告書を提出する場合は、当該電子決済手段等を円貨に換算した金額で報告し、通貨(通貨番号)欄は「200」とする。

8. 記入の方法と留意点

- (1) 「報告年月日」欄
 - イ. 西暦とすること(年月日の順に記入)。
 - ロ. 日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日(郵送の場合は発送日) とすること。
- (2) 「支払又は支払の受領の実行日」欄(「4.報告義務の発生時期」を参照)
 - イ. 支払等を実行した日を記入すること(年月日の順に記入)。
 - ロ. 1回の支払等の実行の都度報告を要する。従って、同一の相手方と1日に複数回の支払等を 行った場合であっても、1回の支払等ごとに報告書を提出すること。

(3) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

支払等の当事者が報告者となる。代表者とは会社を代表する取締役等。氏名の冒頭に役職名(代表取締役社長等)も付記すること。押印は不要。

ロ. 「責任者の氏名」欄

報告の提出について授権された責任者(報告者の内部規定に基づき選定)。責任者の選定 にあたり肩書は問わない。押印は不要。

- ハ. 「担当者の氏名(電話番号)」欄
 - (イ) 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者(複数でも可)を記入すること。
 - (ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部 署名を補記すること。
- (4) 「報告者の区分」欄
 - イ. $1 \sim 5$ の番号部分を \bigcirc で囲むこと。
 - ロ. 詳細は以下のとおり。

	業務として預金の受入又は為替取引を行うことができる次に掲げる金融機関が該当する。
	ただし、信託業務を兼営するものについては、信託勘定における取引を「2. その他金融機
	関」に分類すること。
1. 銀行	(1)銀行(日本銀行を除く)
	(0) 协同组体 人動機則

- (2)協同組織金融機関
 - (3)公的金融法人(国民経済計算における公的金融機関)
 - (4) その他法律に基づいて設立される金融機関

2. その他金融機関	金融商品取引業者、生命保険会社、損害保険会社、投資信託委託会社、資産運用会社、信託業務を兼営する場合の信託勘定における取引、貸金業者、私的年金基金、資産の流動化に関する法律に基づき設立された特定目的会社等の特別目的会社及びその他法律に基づいて設立される業務として預金の受入又は為替取引を行わない金融機関(投資法人等)が該当する。				
3. 一般政府	中央政府、地方政府、社会保障基金及び業務として預金の受入又は為替取引を行わない公 的金融法人が該当する。				
4. 中央銀行	日本銀行が該当する。				
5. その他	上記1.~4.に該当しない者。例えば、一般事業法人、特殊法人や独立行政法人の一部、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人、個人が該当する。				

ハ. 報告者の「業種番号」については、報告者の区分が「5. その他」に該当し、かつ国際収支項目番号が512,521,531,541,568,813,817,823,911,912,915,920に該当する支払等(「国際収支項目の内容」を参照)を含む場合、報告省令別表第3に定める業種番号(次表参照)を記入すること。報告者が複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入し、報告者自身が持株会社にあたる場合は、主たる傘下の企業の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではない場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

<業種番号>

(製 造 業)		180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油	(非製造業)		380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

(5) 「取引の相手方」欄

- イ. 支払等の原因となった取引の相手方(以下「原取引の相手方」という)を記入すること。
 - (注1)「原取引の相手方」と「支払等の相手方」とは異なる場合があるが、本報告書には「原取引の相手方」を記入する。例えば、A社(米国)から提供を受けたサービスの対価を、A社からの指示に基づいて第三者のB社(英国)に支払った場合でも、「取引の相手方」となる「原取引の相手方」はA社となり、「所在国又は地域」欄は「米国」とすること(目的は「サービスの対価の支払」であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入)。

- (注2) 外国に開設した自己名義のアカウントに電子決済手段等を預け入れ、又は当該アカウントから取り寄せる場合は、「取引の相手方」は保有者自身とし、「所在国又は地域」 欄は「日本」とすること。
- ロ. 非居住者発行証券への投資に係る支払等にあっては、証券の発行体の名称及び所在国又は地域を記入すること。
- ハ. 「所在国又は地域」欄には国名又は地域名(例えば「米国」)のみを記入すること。法人の場合は所在する国又は地域(支店・営業所は支店等を設置している国又は地域)、また個人は住所(又は居所)のある国又は地域を記入すること。なお、国際機関については、所在国の名称ではなく「国際機関」と記入すること。ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国又は地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。
 - (注) 「所在国又は地域」は、電子決済手段等のアカウントを開設している国又は地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある電子決済手段等取引業者等に開設している非居住者アカウントの場合、日本ではなく、そのアカウントの名義人が所在する国又は地域を記入すること。「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等、報告省令別表第2に掲載されている先をいう。
- 二. 取引の相手方の「業種番号」については、国際収支項目番号が512,521,531,541,568,811,812,815,820,913,917,923に該当する支払等を含む場合に記入すること((4)ハ.を参照)。複数の事業を営んでいる場合は、売上高が多い主たる事業の業種番号を記入すること。取引の相手方が持株会社にあたる場合、主たる傘下の企業が明らかなときは当該企業の業種に該当する業種番号を記入し、主たる傘下の企業が明らかではないときは報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、主たる傘下の企業の業種が明らかではなく、かつ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業(業種番号290)」又は「その他非製造業(業種番号490)」を記入しても差し支えない。なお、「業種番号」が判らない場合は、「3.報告書の提出先と照会先」に照会すること。
 - (注) 利子・配当金等を第三者(例:常任代理人)から受領する場合は、「原取引の相手方」である証券の発行体の業種に該当する業種番号を記入すること。
- (6) 「電子決済手段等の本邦通貨への換算方法」欄
 - イ. 「イ. ~二. 」のいずれかを○で囲むこと。
 - ロ. 「二. その他」の場合はかっこ内に換算方法を具体的に記入すること。
- (7) 「支払又は支払の受領の目的」「受払の区分」「金額」欄
 - イ. 「金額」は支払と支払の受領に区分して「国際収支項目番号」(「国際収支項目の内容」を 参照)毎に、円換算額で記入すること。
 - (注1) 複数の取引をまとめて1回で決済した場合は、同一の「国際収支項目番号」毎に集計すること。
 - (注2)報告対象となる1回の支払等について、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上に分れる結果、1項目あたりの金額が3千万円相当額以下となる場合も、報告対象となるため必要事項を記入すること。

- ロ. 「支払又は支払の受領の目的」欄には、「国際収支項目番号」を記入(「国際収支項目の内容」を参照)するとともに、支払等の目的を簡潔に併記すること(発行済株式等の売買に伴うものとして国際収支項目番号912にて報告する場合には、当該株式等の発行体の名称及び業種番号を記入すること)。
- ハ. 「国際収支項目番号」は取引内容毎に決められている。サービスの取引、証券投資、デリバティブ取引等の電子決済手段等による決済や、投資収益の電子決済手段等による受払、電子決済手段等の貸借については、当該取引の内容に応じた国際収支項目番号を使用すること。電子決済手段等の売買、交換、預け入れは、1100(その他)の番号を使用し、「支払又は支払の受領の目的」欄に具体的な取引内容(「暗号資産の売買」、「電子決済手段と暗号資産の交換」、「外国の暗号資産口座への預け入れ」、「外国の暗号資産口座からの取り寄せ」等)を記入すること。なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3.報告書の提出先と照会先」に照会すること。
 - (注) 取引の対象が「暗号資産」であるか「電子決済手段」であるかの判別が難しい場合は、 「電子決済手段等」と記入して差し支えない。
- 二. 記入欄が不足する場合は、本様式を用いて別葉とすること。
 - (注) 本報告書については欄を追加・削除することはできないので留意のこと。
- ホ. 報告書が2枚以上となる場合は、必ず報告書の左肩をステープラ等でとめること。また、適 宜の個所に連続番号を付記すること。
 - (参考) 連続番号の例(3枚の場合)「1、2、3止」「1/3、2/3、3/3」等

9. 報告書提出後の訂正方法

日本銀行(国際局国際収支課国際収支統計グループ)に連絡(「3.報告書の提出先と照会先」を参照)し、その指示に従うこと。

そのうえで、以下の(1)訂正前と(2)訂正後の報告書計2部を提出すること。

- (1)提出済み(誤報告分)の報告書と同一内容の報告書(控えがある場合は控えのコピーでも可)を作成し、右上に「訂正前」と朱記したうえで、対象となる箇所(金額、国名等)の丸 囲み及び訂正後内容を朱記すること。
- (2) 正当分を新たに作成し、右上に「訂正後」と朱記したうえで、報告書の提出先(3. (1) 参照)に上記(1)の報告書と同時(ステープラ等でとめること)に提出すること。正当分の「報告年月日」は再提出の日とすること。